千葉県　犬吠埼灯台の日の出

いちよし証券

第78期
定時株主総会
招集ご通知

日　時

2020年6月20日(土曜日)
午前10時(午前9時開場)

場　所

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル　3階　ロイヤルホール

目　次

定時株主総会招集ご通知…… 1
　株主総会参考書類…… 9
　　議案及び参考事項
　　第1号議案 …… 9
　　第2号議案 …… 18
　　参考事項
　　1.「持続可能な開発目標」(SDGs) … 21
　　2. コーポレート・ガバナンス …… 23
（添付書類）
事業報告…… 26
連結計算書類…… 48
個別計算書類…… 50
監査報告書…… 52

証券コード：8624

証券コード8624
2020年５月28日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
いちよし証券株式会社
取締役会議長　武樋　政司

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、**同封の議決権行使書用紙をご持参の上、**ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。**お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月19日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト**（４頁をご参照ください。）**より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　時　2020年６月20日（土曜日）午前10時（午前９時開場）

２．場　所　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号　ロイヤルパークホテル　３階　ロイヤルホール

３．株主総会の目的事項

報告事項
1. 第78期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役７名選任の件
第２号議案　取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

新型コロナウイルス感染拡大への対応について

当社は、新型コロナウイルスの感染および拡散が懸念されるなか、本年の株主総会について、検討を重ねてまいりました。
検討の結果、以下の対応を実施させていただく予定です。
株主の皆様におかれましては、何卒ご理解･ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- 新型コロナウイルスの感染が広がっております。株主の皆様の議決権は、株主総会にご出席いただくほかに**郵送（書面）または電磁的方法（インターネット等）にて行使**することもできますので、是非ご利用をご検討ください。
- 例年、株主総会後に開催しております**株主懇談会につきましては、感染予防の観点から中止とさせていただきます。**また、株主総会開始前のお飲み物のご提供につきましても、中止とさせていただきます。
- **お土産の配布につきましても、同様の理由により、取り止め**とさせていただきます。

【株主総会会場における対応について】

- 株主総会会場内におきましては、感染予防および拡散防止のため、**マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力**をお願い申し上げます。
- 運営スタッフは、マスク着用にてご対応させていただきます。
- 株主総会会場内において、間隔をあけた座席配置とするほか、受付時に検温をさせていただくなどの措置を講ずる場合もありますのでご理解をお願い申し上げます。
- 当日の議事につきましては、感染予防上円滑な進行となるよう方法を工夫し行わせていただきます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation

以上、ご理解･ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

4．招集通知添付書類及び株主総会参考書類に関する事項

（1）インターネットによる開示について

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下①～⑤の事項については、インターネット上の当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）に掲載しており、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③ 連結計算書類の連結注記表
④ 計算書類の株主資本等変動計算書（個別）
⑤ 計算書類の個別注記表

なお、監査法人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。

（2）株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類（連結計算書類を含む）に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ホームページ（株主・投資家情報、株主情報）
https://www.ichiyoshi.co.jp/stockholder/presentation

5．議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合 ⇨ 次頁（1）をご覧ください。

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
※株主ではない同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時：**2020年６月20日（土曜日） 午前10時（午前９時開場）**

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合 ⇨ 次頁（2）をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：**2020年６月19日（金曜日） 午後５時到着分まで**

電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

⇨ 次頁（3）をご覧ください。

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/にて各議案に対する賛否をご入力ください。
※ご不明な点等がございましたら８頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

行使期限：**2020年６月19日（金曜日） 午後５時入力分まで**
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

(1) 株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の場合は、郵送（書面）又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(2) 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使書のご記入方法のご案内

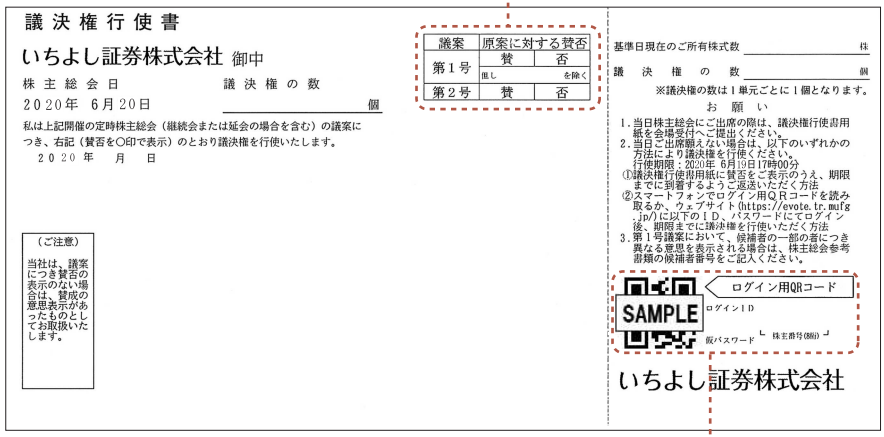

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

全員賛成の場合 ➡ 「賛」に○印

全員否認する場合 ➡ 「否」に○印

一部の候補者を否認する場合 ➡ 「賛」に○印をし、否認する候補者の番号を記入

【第2号議案】

賛成の場合 ➡ 「賛」に○印

否認する場合 ➡ 「否」に○印

電磁的方法による議決権行使に必要となる、QRコードとログインID・仮パスワードが記載されています。

※各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、①「スマートフォンによる方法」又は②「パソコン、携帯電話による方法」の2種類の方法から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただくことにより行使していただけます。

① スマートフォンによる議決権行使方法について

・議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。
２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、７頁に記載のパソコン、携帯電話による議決権行使方法にて議決権行使を行ってください。
（「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。）

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は１回に限ります。

1.QRコードを読み取る

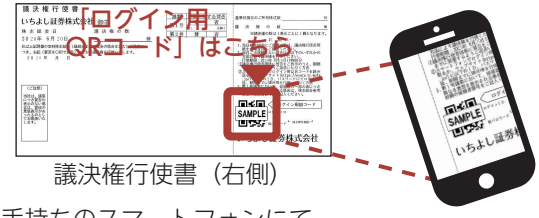

議決権行使書（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2.議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

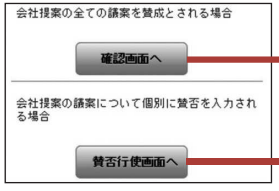

3.各議案の賛否を選択

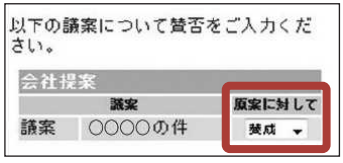

画面の案内に従って議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

２回目以降のログインの際は…
７頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

② パソコン、携帯電話による議決権行使方法について

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

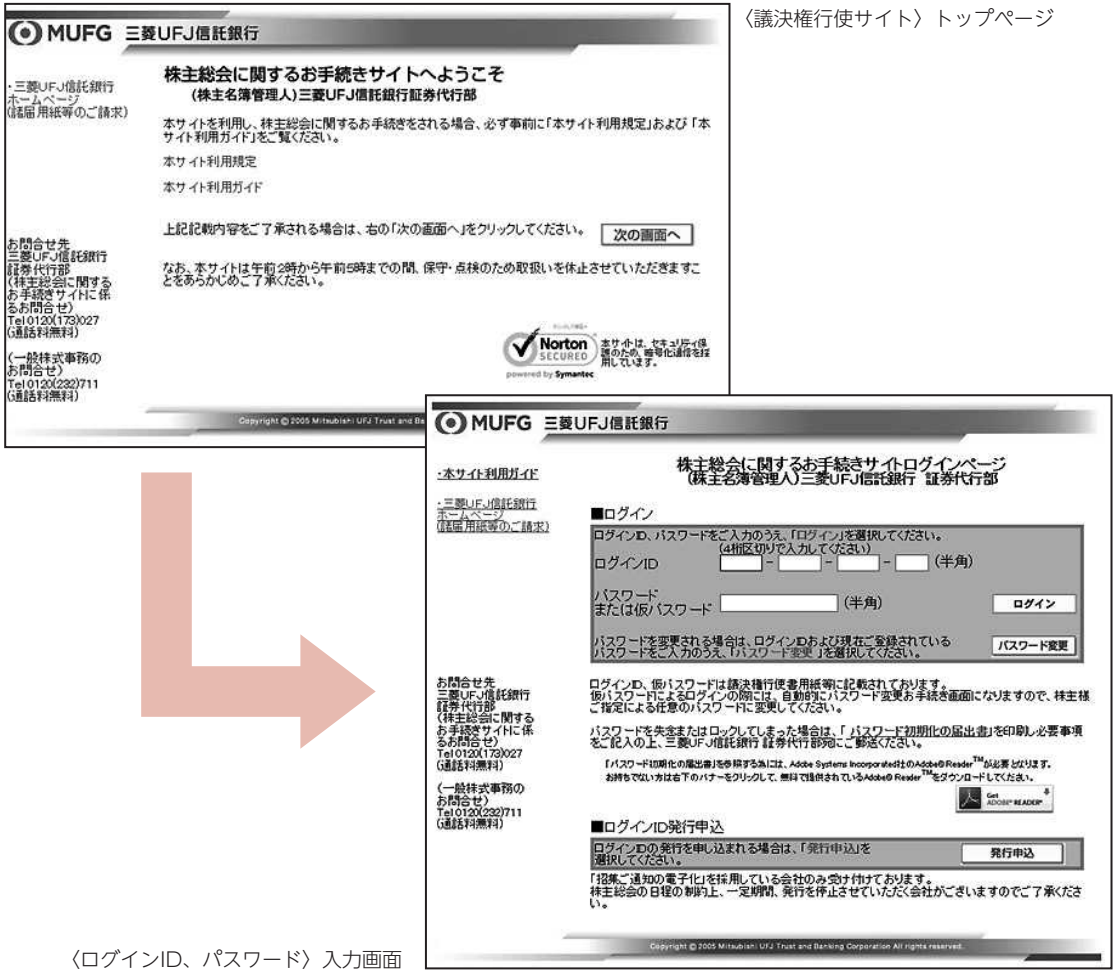

〈議決権行使サイト〉トップページ

〈ログインID、パスワード〉入力画面

③　議決権行使サイトについて
・電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
・パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
・携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
・電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、2020年６月19日（金曜日）午後５時まで（但し、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）受付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

④　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

（注）議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

①　郵送（書面）並びに電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
郵送（書面）と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

②　電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案

取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会が定める基準により決定した次頁の７名の選任をお願いするものであります。

指名委員会の定める取締役候補者の選任基準は次の通りであります。

【社内取締役】

- 経営感覚に秀でていること
- 指導力・先見性・企画力が優れていること
- 遵法精神に富んでいること
- 社内外の人望が厚いこと
- 心身ともに健康であること

【社外取締役】

- 人格・識見が優れていること
- 豊かな業務経験あるいは専門知識を有すること
- 遵法精神に富んでいること
- 社外取締役としての独立性を維持できること
- 心身ともに健康であること
- 会社法施行規則に定められる社外取締役の要件、㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件、いずれも満たすこと。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏　　名	現在の当社における地位及び担当	
1	たけ ひ まさ し 武 樋 政 司	取締役会長　取締役会議長 指名委員・報酬委員	重任
2	たま だ ひろ ふみ 玉 田 弘 文	代表執行役社長	新任
3	ふ わ とし ゆき 不 破 利 之	代表執行役副社長	新任
4	ご き た あきら 五木田 彬	社外取締役 指名委員（委員長）・報酬委員・監査委員	重任 社外取締役候補者 独立役員
5	かけ や けん ろう 掛 谷 建 郎	社外取締役 報酬委員（委員長）・指名委員	重任 社外取締役候補者 独立役員
6	いし かわ たか し 石 川 尚 志	社外取締役 監査委員（委員長、常勤） 筆頭独立社外取締役	重任 社外取締役候補者 独立役員
7	さくら い こう た 櫻 井 光 太	社外取締役 監査委員	重任 社外取締役候補者 独立役員

（ご参考）　定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	五木田　彬（委員長）	掛谷　建郎	武樋　政司	
報酬委員会	掛谷　建郎（委員長）	五木田　彬	武樋　政司	
監査委員会	石川　尚志（委員長）	五木田　彬	櫻井　光太	

候補者番号 1

武樋 政司（たけひ まさし）（1943年４月13日生）

重任

1967 年 ４ 月　野村證券株式会社入社
1987 年12月　同社取締役
1990 年 ６ 月　同社常務取締役
1993 年 ６ 月　当社代表取締役副社長
1995 年 ６ 月　当社代表取締役社長
2003 年 ６ 月　当社取締役(兼)代表執行役社長
2006 年12月　当社相談役
2007 年12月　当社代表執行役社長
2008 年 ６ 月　当社取締役(兼)代表執行役社長
2012 年 ４ 月　当社取締役(兼)執行役会長
2018 年 ４ 月　当社取締役会長(現任)

- 所有する当社株式数
  139,100株
- 取締役会への出席状況
  19回（100%）
- 指名委員会への出席状況
  ７回（100%）
- 報酬委員会への出席状況
  ７回（100%）

●取締役候補者とした理由

武樋政司氏は、野村證券㈱常務取締役、当社代表取締役社長などを歴任し、2012年より当社取締役(兼)執行役会長として、2018年４月からは当社取締役会長として当社並びに当社グループ全般の経営と監督を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることやこれまでの実績と経験を踏まえ、証券会社や証券業界全般にわたる幅広い見識と優れた経営力を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員及び報酬委員を務める予定です。

候補者番号 2 玉田（たまだ） 弘文（ひろふみ）（1971年10月25日生） 新任

1995 年 4 月 三洋証券株式会社入社
1998 年 1 月 当社入社
2009 年 4 月 当社神戸支店長
2011 年 4 月 当社執行役員　信州アドバイザー本部長
2012 年 4 月 当社執行役員　アドバイザーサポート本部長
2013 年 9 月 当社執行役員　近畿アドバイザー本部長
2016 年 4 月 当社上席執行役員　近畿アドバイザー本部長
2018 年 4 月 当社上席執行役員　アドバイザー本部担当
2018 年 6 月 当社上席執行役員　管理・企画部門担当
2019 年 4 月 当社執行役　管理・企画部門管掌
2020 年 4 月 当社代表執行役社長(現任)

所有する当社株式数
31,300株

●取締役候補者とした理由

玉田弘文氏は、1998年に当社に入社し、アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、管理・企画部門の各分野を歴任し、本年４月より当社代表執行役社長として主に業務執行の代表者としての役割を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、アドバイザー部門を始めとした各部門の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 不破（ふわ） 利之（としゆき）（1959年11月13日生） 新任

1982 年 4 月 当社入社
1996 年 6 月 当社伏見支店長
1999 年 4 月 当社執行役員　企画・人事本部長
2001 年 5 月 当社執行役員　アドバイザー本部長
2002 年 6 月 当社取締役
2003 年 6 月 当社取締役(兼)執行役常務
2007 年10月 当社取締役(兼)執行役専務　機関投資家本部・法人営業本部管掌
2008 年 5 月 当社取締役(兼)執行役専務　業務管理本部・システム管掌
2011 年 6 月 いちよしビジネスサービス株式会社代表取締役社長
2020 年 4 月 当社代表執行役副社長
2020 年 5 月 当社代表執行役副社長(兼)人事・研修部門管掌(現任)

所有する当社株式数
64,000株

●取締役候補者とした理由

不破利之氏は、1982年に当社に入社し、アドバイザー・法人・本社の各部門、2011年からは当社グループ会社 いちよしビジネスサービス株式会社社長を歴任し、本年４月より当社代表執行役副社長として社長を補佐し業務執行の代表者としての役割を担っております。

同氏が社内取締役選任基準を満たしていることや実績を踏まえ、当社各分野の要職を経験したことによる優れた見識と能力を当社の経営に活かしていくことが必要であると判断して取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 五木田 彬（ごきた あきら）（1947年９月20日生）

重任 社外取締役候補者 独立役員

1978 年 4 月 検事任官　東京地方検察庁(刑事部、公判部)
1979 年 3 月 水戸地方検察庁
1982 年 3 月 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)
1985 年 3 月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
1987 年 3 月 東京地方検察庁(特別捜査部)
1988 年 3 月 検事退官
1988 年 4 月 弁護士登録
1994 年 5 月 五木田・三浦法律事務所(現任)
2010 年 6 月 当社取締役(現任)
2016 年 6 月 三和ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)
五木田・三浦法律事務所（弁護士）
三和ホールディングス株式会社社外取締役

所有する当社株式数
0株

取締役会への出席状況
19回（100%）

指名委員会への出席状況
7回（100%）

報酬委員会への出席状況
7回（100%）

監査委員会への出席状況
18回（100%）

●社外取締役候補者（会社法施行規則第２条第３項第７号）

●独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）

●社外取締役候補者とした理由

五木田彬氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元検事及び弁護士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は指名委員（委員長）、報酬委員及び監査委員を務める予定です。

候補者番号 5

掛谷（かけや） 建郎（けんろう）（1951年９月13日生）

重任　社外取締役候補者　独立役員

1976 年 4 月　株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者
1987 年 3 月　同社米国ワシントン支局記者
1991 年 3 月　同社東京本社証券部次長兼編集委員
1996 年 4 月　同社退社
1996 年 5 月　株式会社掛谷工務店入社
1996 年 6 月　同社代表取締役社長(現任)
2007 年11月　茨木商工会議所会頭
2009 年 6 月　摂津水都信用金庫(現北おおさか信用金庫)非常勤理事
2010 年 6 月　当社取締役(現任)
2013 年10月　茨木商工会議所会頭退任
2020 年 4 月　北おおさか信用金庫非常勤理事退任

(重要な兼職の状況)
株式会社掛谷工務店代表取締役社長

■所有する当社株式数
14,900株

■取締役会への出席状況
19回（100%）

■指名委員会への出席状況
７回（100%）

■報酬委員会への出席状況
７回（100%）

●社外取締役候補者（会社法施行規則第２条第３項第７号）

●独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）

●社外取締役候補者とした理由
掛谷建郎氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。
同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元日本経済新聞記者及び現企業経営者としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は報酬委員（委員長）及び指名委員を務める予定です。

候補者番号 6 石川（いしかわ） 尚志（たかし）（1959年12月８日生）

重任 社外取締役候補者 独立役員

1986 年 8 月 東京大学医学部脳研究所神経内科
1994 年 5 月 大成証券株式会社入社(常勤顧問)
1994 年 6 月 同社取締役
1997 年 6 月 同社取締役社長
2011 年 3 月 同社取締役社長退任
2011 年 3 月 有限会社エス・アール(現エス・アールホールディングス株式会社)代表取締役社長(現任)
2011 年 6 月 当社取締役(現任)
2011 年 6 月 いちよしビジネスサービス株式会社監査役(現任)
2011 年 6 月 いちよし投資顧問株式会社(現いちよしアセットマネジメント株式会社)監査役(現任)
2011 年 6 月 株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

(重要な兼職の状況)
いちよしビジネスサービス株式会社監査役
いちよしアセットマネジメント株式会社監査役
株式会社いちよし経済研究所監査役
エス・アールホールディングス株式会社代表取締役社長

■所有する当社株式数
1,200株

■取締役会への出席状況
19回（100%）

■監査委員会への出席状況
18回（100%）

●社外取締役候補者（会社法施行規則第２条第３項第７号）

●独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）

●社外取締役候補者とした理由

石川尚志氏からは、当社の社外取締役、また筆頭独立社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、元証券会社社長としての豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は監査委員（委員長、常勤）を務める予定です。

候補者番号 7 櫻井（さくらい） 光太（こうた）（1959年８月20日生）

重任　社外取締役候補者　独立役員

1983 年 4 月	株式会社ダーバン入社
1991 年10月	センチュリー監査法人入所
1995 年 8 月	公認会計士登録
1997 年 5 月	櫻井光太公認会計士事務所
2000 年 3 月	センチュリー監査法人※(現EY新日本有限責任監査法人)退所
2000 年 3 月	株式会社デジタルガレージ入社
2002 年 9 月	同社取締役
2005 年 3 月	税理士登録
2005 年 3 月	櫻井光太公認会計士・税理士事務所(現任)
2010 年 9 月	株式会社デジタルガレージ取締役退任
2010 年11月	信永東京有限責任監査法人　パートナー・公認会計士
2011 年 6 月	当社取締役(現任)
2015 年 3 月	信永東京有限責任監査法人　パートナー・公認会計士退任

■所有する当社株式数
21,200株

■取締役会への出席状況
19回（100%）

■監査委員会への出席状況
18回（100%）

※　センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、2000年４月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。2001年７月、同法人は名称変更し、新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）となりました。従いまして、当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人でありますが、同氏はEY新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

(重要な兼職の状況)
櫻井光太公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）

●社外取締役候補者（会社法施行規則第２条第３項第７号）

●独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）

●社外取締役候補者とした理由

櫻井光太氏からは、当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なご意見をいただいております。

同氏が社外取締役選任基準を満たしていることを踏まえ、公認会計士・税理士としての専門的かつ豊かな知識と経験を当社の経営と監督に活かしていくことが必要であると判断して社外取締役候補者といたしました。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって９年となります。

●なお、同氏の重任が承認された場合、定時株主総会終了後、同氏は監査委員を務める予定です。

第２号議案　取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー（20頁をご参照ください。）及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、エグゼクティブ・アドバイザー及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とします。

(2)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととします。

(3)株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とします。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※1）により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※2）により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

下記算式（※2）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③新株予約権を行使することができる期間

2022年６月21日から2030年６月20日までの範囲内で、取締役会において決定するものとします。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ⅰ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ⅱ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ⅰ)記載の資本金等増加限度額から上記(ⅰ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要します。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めません。

※1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

※2

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(ⅰ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ⅱ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(ⅲ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

(ⅳ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(ⅲ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ⅴ) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(ⅵ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。

(ⅶ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

(ⅷ) 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定します。

⑧１株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

※エグゼクティブ・アドバイザーとは、社内外の役員クラスで特定分野に高度な能力を有する人材にその能力を発揮してもらうための職種で、常勤で会社の担当業務を遂行するものをいいます。

以　上

参考事項

1.「持続可能な開発目標」（SDGs）への取り組み

「持続可能な開発目標」SDGsとは、2015年９月の国連サミットで採択された、世界の繁栄と福祉の共有を促進するため国際連合加盟国が2030年までに達成するために掲げた目標です。貧困や不平等・格差の是正や環境保護に160ヵ国以上が積極的に取り組んでいます。政府機関の取り組みはもちろん、社会の一員としての企業にも、社会的価値を創出できるといった観点から積極的な取り組みが求められています。

当社におきましては、2006年に制定しました「いちよしのクレド」が、「社員のために」「お客様のために」「株主のために」「社会のために」どのようにお役に立って行くかの指針を表明したものであり、当社が社会に存在する意義についての全役職員共通の価値観になっています。

当社はこの「いちよしのクレド」の精神に基づき「社会」「環境」「ガバナンス」などについて従前より様々な取り組みを行って参りましたが、まだまだ取り組みの余地があると認識しています。

今後共、当社のクレドに沿って「持続可能な開発目標」により一層取り組んで参ります。

＜当社の取り組み＞

環境

気候変動	●いちよしマングローブの森プロジェクト（2009年より累計植林数約375,000本） ●気候変動被害を受けるコミュニティ支援プロジェクト
環境保全	●環境に配慮したFSC(R)森林認証紙使用 ●植物油インクの使用 ●名刺への再生紙使用
温室効果ガスの排出削減	●冷暖房の温度の適正化 ●省エネ型商品・機器の利用 ●社有車のエコカーへの切替

社会

健全かつ持続可能な資本市場への貢献	●高品質な金融サービスの提供 ●環境・社会的課題に対応する商品・サービスの提供 ●顧客保護と情報セキュリティ ●金融リテラシーの向上
多様性を尊重した人材の育成	●人材育成 ●ダイバーシティ ●働きやすい・やりがいのある職場づくり ●女性活躍推進
盲導犬の育成	●いちよし盲導犬育成プロジェクト （2005年より盲導犬７頭がデビュー）
人道医療支援	●ラオス小児医療プロジェクト （2009年より小児用予防接種ワクチン約810,000人相当）
教育支援	●校舎建設プロジェクト （1996年より東アジア８ヶ国に11校建設）

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス	●2001年より株主総会を土曜日に開催 ●2002年より株主総会後に株主懇談会を開催 ●2003年６月より現在の「指名委員会等設置会社」制度導入
リスク・マネジメント	●リスク管理体制の整備・強化 ●財務の健全性と透明性の確保 ●環境・社会リスクへの対応
コンプライアンス	●法令遵守と違反の報告 ●公正な金融取引の徹底 ●2006年よりお客様本位の７つのいちよし基準に基づく「売れる商品でも、売らない信念。」の実施 ●贈収賄の防止 ●マネーロンダリングの防止

※SDGsの詳細につきましては、国際連合広報センターのホームページ（https://www.unic.or.jp）にてご覧いただけます。

(注)当社の取り組みの実績は、2020年３月現在

2. コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

(1)ガバナンス体制

当社は、2003年６月より現在の指名委員会等設置会社に移行しました。その結果、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能するように制度的に分離されたガバナンス体制となりました。従いまして、経営の意思決定・監督は取締役会及び各委員会が行い、実際の業務執行は執行役及びそれを補佐する執行役員が行っています。

体制図（2020年４月１日現在）

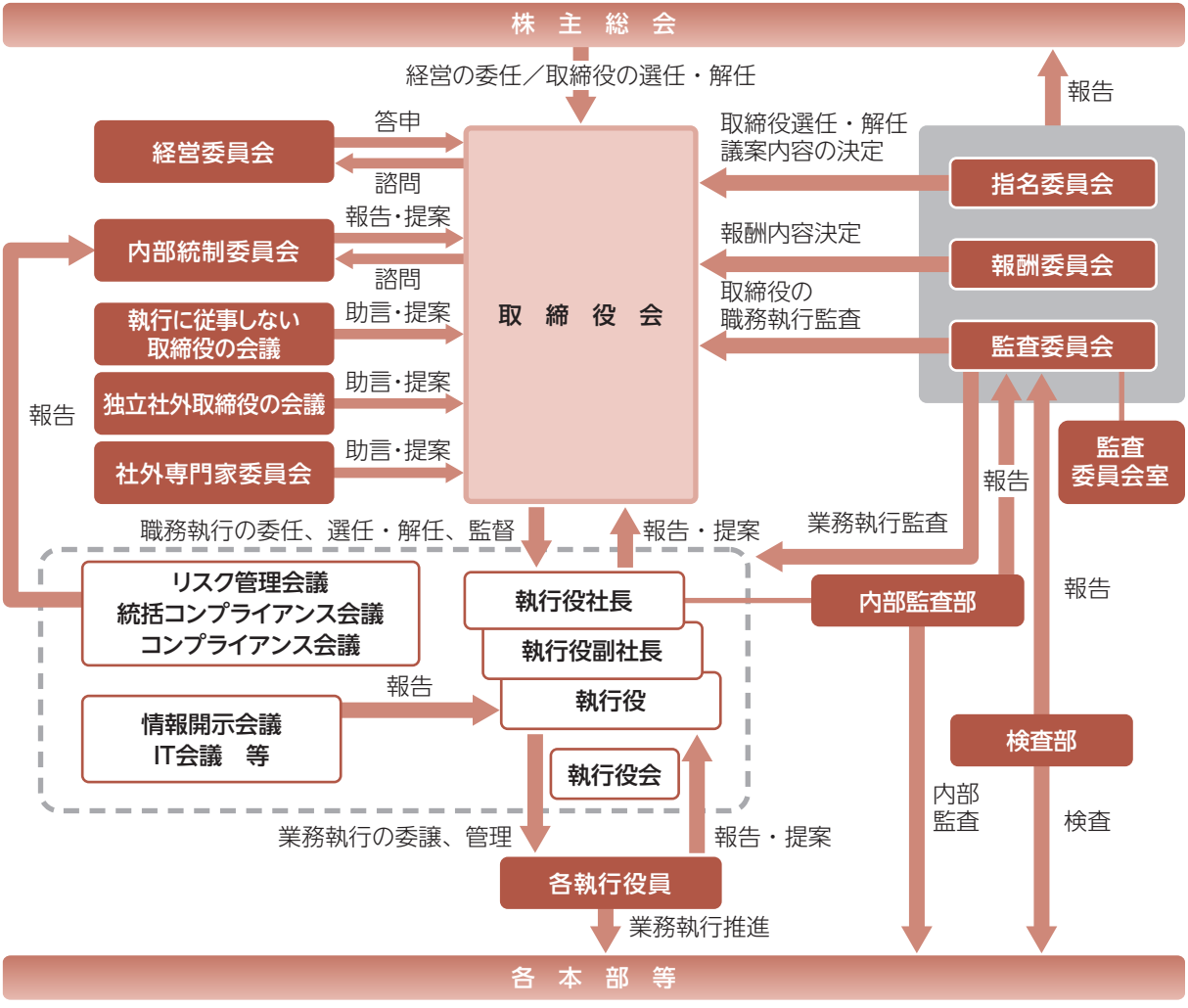

①経営の意思決定・監督機能

(ⅰ)取締役会

経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営における重要な事項を決定あるいは承認し、取締役及び執行役の職務の執行を監督しています。

(ⅱ)指名委員会

株主総会に議案として提出する取締役の選任及び解任について審議・決定しています。

(ⅲ)報酬委員会

取締役、執行役及び執行役員が受ける個人別の報酬等の内容について審議・決定しています。

(ⅳ)監査委員会

取締役及び執行役の職務執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に議案として提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことについての決定等を行います。また、監査委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役の意思決定の適法性・妥当性の監査、内部統制システムの整備状況等についての監査を行っています。

なお、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設け、専任使用人を配置して、監査業務を補助しています。

(ⅴ)経営委員会

取締役会の諮問機関として、円滑な会社経営が行われることを目的として経営に関する重要事項、緊急を要する事項を審議し、取締役会に報告しています。

(ⅵ)内部統制委員会

当社及び子会社各社における内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制方針の策定及び内部統制に関する個別重要事項等の審議を行っています。

なお、執行役社長直属の機関として内部監査部を置き、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保しています。

(ⅶ)執行に従事しない取締役の会議

当社グループ及び証券業界並びに経済社会等の幅広い情報交換等をするために、取締役会長を議長とし、その他４名の社外取締役で行っています。

(ⅷ)独立社外取締役の会議

独立した客観的な立場に基づいて情報交換・認識共有を図り、より積極的に取締役会の議論を行うことにより、取締役会の有効性に貢献しています。また、筆頭独立社外取締役を選任しています。

(ⅸ)社外専門家委員会

当社から独立した人格・識見ともに優れた社外者をもって構成され、取締役会が求める当社の経営に関する重要事項について、当社経営から独立し、中立公平な観点から審議を行い、取締役会に対して助言及び提言しています。

②業務執行

(ⅰ)執行役

取締役会より委任を受けた事項について、業務執行の決定を行い、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行っています。

(ⅱ)執行役会

執行役が取締役会より委任された事項を決議するとともに、各執行役間の調整と意思統一を図ることにより、業務執行の推進を図っています。

(ⅲ)執行役員

担当執行役の指示の下に業務執行を行っています。

(ⅳ)その他の会議体

内部統制委員会の下部組織として、「リスク管理会議」(全社的なリスク管理に関する事項について協議・対応する)、「統括コンプライアンス会議」(コンプライアンス会議の検討事項等についてアドバイスを行い、決定事項等の検証を行う)、

及び「コンプライアンス会議」（部署ごとのリスクの洗い出しや検討、周知事項の徹底等を行う）を設置しています。

また、執行役による決議機関として、「情報開示会議」（重要な情報が発生した場合に、ステークホルダーに対し、適正に網羅的かつ適時な情報開示体制を整備し運用する）及び「IT会議」（システム投資やその運用に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する）等を適宜開催しています。

(2)当社「取締役会評価に関する質問票」に関する評価結果の概要について

当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みの向上等の適切な措置を講じていくという継続的なプロセスにより取締役会の機能向上を図ることを目的とし、「取締役会評価に関する質問票」によるアンケートを実施しております。

このたび2019年度の評価結果が得られましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

① 評価の枠組み・手法

(ⅰ) 対象者

全ての取締役７名（社内取締役３名及び社外取締役４名）に対し、監査委員会が作成した「2019年度取締役会評価に関する質問票」に基づき、自己評価を実施しました。

(ⅱ) 実施方法

記名方式によるアンケートを実施

(ⅲ) 評価項目

取締役会の構成６問、取締役会の運営５問、取締役会の議題14問、取締役会を支える体制８問、合計33の質問で作成しております。

(ⅳ) 評価プロセス

評価結果に基づいて、独立社外取締役３名からなる監査委員会においてアンケート結果のレビューを行い、その結果を取締役会に報告しております。

② 評価結果の概要

当社取締役会は、指名委員会等設置会社としての特徴を活かして、取締役の構成、運営及び議案選定等について、適切に運営されていることが確認されました。

このような取締役会の運営は、現在の社外取締役の体制となった2012年に、社外取締役３名からなる監査委員会において、取締役会の運営につき３回にわたり執行部門との集中審議を行うなど、社外取締役と執行部門との間で十分な意見交換がなされ、これに基づき取締役会が運営されてきたことによるものです。現在も、取締役会では自由闊達な議論が常時行われており、社外取締役の指摘に執行部門が耳を傾け、社外取締役から見て追加情報が必要な案件については継続審議とするなど、透明性が確保された適切な運営がなされています。

もちろん、検討課題として残されている課題もあり、女性の取締役がいないことなどについては、引続き検討課題として認識されております。既に「女性活躍推進法に基づく行動計画」に基づき女性管理職の育成に力を入れており、順調に女性管理職の割合も増えてきているので、その中から、やがては女性役員に選任される者が出てくると期待されています。

（添付書類）

事業報告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉とし、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を目指しています。その実現に向け、当社はクレド（企業理念）の下、経営の公正性及び透明性を高め、機動的かつ適切な意思決定を行うことにより、業績の向上と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めていくことを経営上の重要課題としております。また、指名委員会等設置会社の形態を採用し、加えて執行役員制度を導入することにより、業務執行の迅速性、実効性を高めるとともに業務執行に対する監督の強化を図っております。

②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

リサーチをベースにリテール部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形４面体を本社部門や関係会社が土台として支えることにより、各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させると同時に、各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果を図ることを目的とした経営スタイルです。この業務運営体制により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び企業経営のお役に立つことになると考えております。

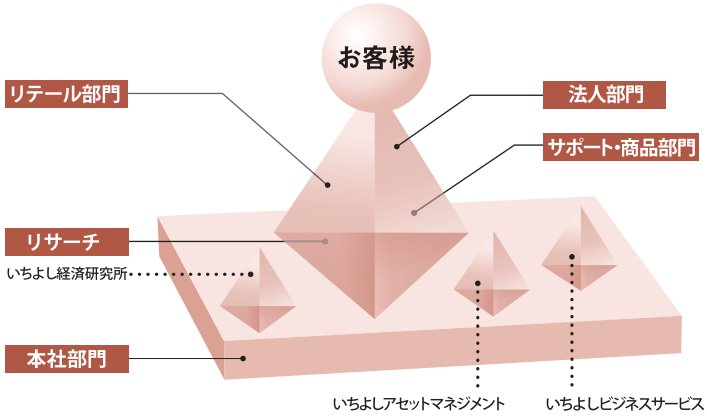

いちよしグループのトライアングル・ピラミッド経営

③新中期経営計画

当社は、預り資産を「お客様からの信頼」と「いちよしの基礎体力」のバロメーターと位置づけ、預り資産の拡大を最も重要な経営目標としております。この度、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を目指して従来築いてきた土台をさらに拡大するために、新たに2023年３月末をターゲットとする新中期経営計画「アタック３」を策定しました。「アタック３」では、2023年３月末までの３年間で、預り資産を３兆円へと拡大することに挑戦いたします。また当社は、約20年前から売買手数料を中心とした「フロー型ビジネス」から信託報酬やラップフィーを中心とした「ストック型ビジネス」への転換に取り組んで参りましたが、その指標となる「コストカバー率」の目標も新たに設定いたしました。

【新中期経営計画】

新中期経営計画「アタック３」の項目と数値目標は以下のとおりです。

項　　目	数値目標（2023年３月末）
預り資産	３兆円
ＲＯＥ (自己資本当期純利益率)	15%程度
主幹事会社数（累計）	80社
コストカバー率	60%

※ コストカバー率＝（信託報酬＋ラップフィー）/販売費・一般管理費

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、前半は概ね回復過程にありましたが、昨年秋の自然災害や消費税率の引き上げの影響が年末にかけて色濃くなりました。こうしたなか、年明け以降に表面化した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、国内景気は大幅に下押しされることになりました。

日本の株式市場は、年末に向けて上昇基調となったものの年明け以降は大幅な下落となりました。年度初めは米中貿易協議の進展期待や中国の経済指標の改善を背景に日経平均株価が４月24日に２万2,362円まで上昇し、その後、リスク回避の円高や米政権による対中制裁関税第４弾の発動表明から日経平均株価は８月に一時２万110円まで軟化しましたが、世界的な半導体市場の底入れや米中協議の部分合意への期待感、英国の合意なき欧州連合（ＥＵ）離脱が回避される見込みとなったことを好感し年末に向けて上昇しました。年明け後の１月17日に日経平均株価は２万4,115円の高値を付けましたが、その後は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停止・停滞への懸念が強まり、世界の株式市場が急落するなか、日経平均株価は３月に１万6,358円まで急落し、2016年11月以来３年４ヵ月ぶりの安値を付けました。

そのため、欧米の中央銀行は世界的な金融市場の混乱回避を目指して流動性リスクに対応した金融緩和に動きました。日銀も３月の金融政策決定会合を前倒して開催し、潤沢な資金供給と企業金融支援のための措置を決定、ＥＴＦの買い入れを12兆円に倍増することも決めました。こうした３年半ぶりの追加の金融緩和や政府による大型の景気対策への期待から当連結会計年度末の日経平均株価は１万8,917円となりました。

外国為替市場では、４月に１ドル＝112円台だった円相場が米中対立の長期化観測などによるリスク回避の円買いで８月には104円台半ばまで円高ドル安が進みました。その後は緩やかな円安傾向で推移しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大からリスク回避の動きが急速に強まり、３月前半に一時３年４ヵ月ぶりとなる１ドル＝101円台を付けました。しかし、その後は再び円安傾向となり当連結会計年度末は107円台後半となりました。

一方、日本の新興株式市場は、２月中旬以降に急落し、当連結会計年度末の日経ジャスダック平均株価は2,952円、東証マザーズ指数は620となりました。

当連結会計年度における東証一部市場の一日平均売買代金は前連結会計年度比8.6％減の２兆6,097億円、東証二部市場の一日平均売買代金は同10.0％減の320億円、マザーズ市場の一日平均売買代金は同9.1％減の928億円、ジャスダック市場の一日平均売買代金は同16.3％減の489億円となりました。

当社は、このような環境下、株式につきましては、安定性と配当に注目した資産株での中長期投資のご提案に加え、当社グループの強みであるリサーチ力を活かした中小型成長企業への投資のご提案をするなど、お客様のニーズにお応えする施策を引き続き実行して参りました。

いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」につきましては、お客様の保守的な資産の中長期運用商品としてのニーズが着実に拡がっておりますが、年度末にかけては主に世界的な資産価格下落の影響から当連結会計年度末の残高は1,075億円（前連結会計年度末比9.0％減）となりました。

投資信託につきましては、国内の複数の資産に分散投資するファンドや世界の好配当利回り株に投資するファンド、ＲＥＩＴ（不動産投資信託）や国内外の中小型株式ファンド、地域金融機関向けの私募投資信託など、お客様のニーズに即したご提案を行って参りました。

グループのいちよしアセットマネジメントにおきましては、投資信託の基準価額下落の影響等により、当連結会計年度末の運用資産残高は2,720億円（前連結会計年度末比26.3％減）となりました。

以上の結果、マーケット環境等の悪化に伴い株券の委託手数料及び受益証券の募集手数料が減少したことにより、当社グループの営業収益が減少となり、純営業収益は172億41百万円（前連結会計年度比12.8％減、25億28百万円減）となりました。また、本社移転費用等の一時費用の発生等により販売費・一般管理費は177億86百万円（同0.4％増、73百万円増）となり、差し引き営業損失は５億45百万円（同26億１百万円減）となりました。

販売費・一般管理費に対する投資信託の信託報酬とファンドラップに係るフィー等の比率（コストカバー率）は37.9％となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

①受入手数料

受入手数料の合計は168億45百万円（前連結会計年度比12.3％減）となりました。

委託手数料

株券の委託手数料は47億45百万円（前連結会計年度比32.4％減）となりました。

このうち、中小型株式（東証二部市場、ジャスダック、マザーズ）の委託手数料は９億８百万円（同39.4％減）となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は19.1％となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、主幹事３社を含む新規公開企業は32社（前連結会計年度は主幹事１社を含む新規公開企業は37社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは６社（前連結会計年度は６社）の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。

この結果、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は５億57百万円（前連結会計年度比108.9％増）となりました。

当連結会計年度末における累計引受社数は、1,117社（うち主幹事56社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

投資信託に係る手数料が38億76百万円（前連結会計年度比0.1％減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は39億80百万円（同1.1％減）となりました。

その他の受入手数料

その他の受入手数料は、当社の受益証券残高に係る信託報酬が38億62百万円（前連結会計年度比6.7％減）、いちよしアセットマネジメントの運用に係る信託報酬が13億95百万円（同8.7％減）となり、これに当社のファンドラップに係るフィー等14億75百万円（同21.1％増）、アンバンドリング手数料、保険取扱手数料及び公開支援に伴う手数料等を加え、合計73億94百万円（同3.8％減）となりました。

受入手数料の内訳（科目別内訳）

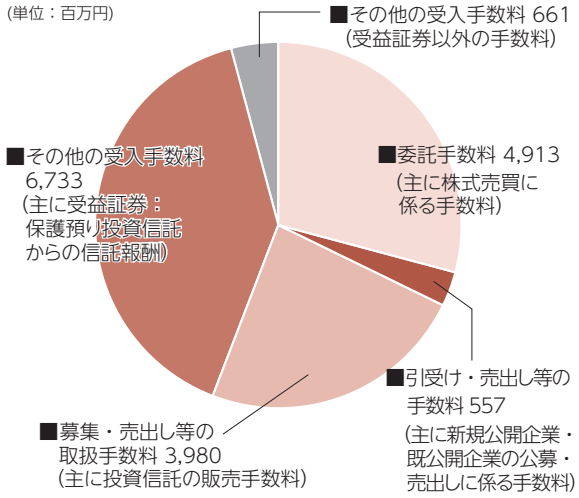

②トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、37百万円（前連結会計年度比96.2％増）の利益となりました。債券・為替等のトレーディング損益は、52百万円（同51.0％減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計は89百万円（同28.6％減）の利益となりました。

③金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の減少により２億79百万円（前連結会計年度比17.0％減）、金融費用は、１億15百万円（同131.2％増）となり、差し引き金融収支は１億63百万円（同42.9％減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の純営業収益は172億41百万円（前連結会計年度比12.8％減）となりました。

④販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費等が減少した一方で、本社及び支店等の店舗移転にかかる一時費用等の不動産関係費が発生・増加したために177億86百万円（前連結会計年度比0.4％増）となりました。

⑤営業外損益

営業外収益は、受取保険金及び配当金51百万円、投資事業組合運用益37百万円等で１億63百万円、営業外費用は、貸倒引当金繰入額70百万円等で88百万円となり、差し引き75百万円（前連結会計年度比58.5％減）の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常損失は４億69百万円となりました。

⑥特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益等で85百万円、特別損失は減損損失等で64百万円となり、差し引き20百万円（前連結会計年度比92.1％減）の利益となりました。

これらにより、税金等調整前当期純損失は４億48百万円となりました。これに法人税、住民税及び事業税２億79百万円及び法人税等調整額14百万円等を加減算した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は７億24百万円となりました。

なお、当連結会計年度末の預り資産は、１兆5,360億円（前連結会計年度末比14.3％減）となりました。

受入手数料の内訳（第77期と第78期の比較）

（単位：百万円）

期別	区分	株券	債券	受益証券	その他	計
第77期（2018・4～2019・3）	委託手数料	7,020	0	205	－	7,226
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	266	－	－	－	266
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	144	3,881	－	4,026
	その他の受入手数料	30	0	6,884	771	7,686
	計	7,318	145	10,970	771	19,205

期別	区分	株券	債券	受益証券	その他	計
第78期（2019・4～2020・3）	委託手数料	4,745	0	168	－	4,913
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	557	－	－	－	557
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	103	3,876	－	3,980
	その他の受入手数料	24	0	6,733	636	7,394
	計	5,327	103	10,777	636	16,845

(4)財務の状況

資産、負債及び純資産の状況

資産

前連結会計年度末に比べて50億13百万円（10.3％）減少し、435億30百万円となりました。これは、信用取引資産が59億42百万円、現金・預金が15億72百万円減少したこと等によるものです。

負債

前連結会計年度末に比べて９億31百万円（6.7％）増加し、147億57百万円となりました。これは預り金が14億円、受入保証金が３億19百万円増加したこと等によるものです。

純資産

前連結会計年度末に比べて59億45百万円（17.1％）減少し、287億72百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失７億24百万円及び配当金の支払い13億71百万円、自己株式の取得35億65百万円による支出により減少したこと等によるものです。

この結果、自己資本比率は65.9％となりました。また、当社の自己資本規制比率は、446.8％となりました。

(5)重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(6)重要な設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は８億69百万円であり、主なものは次のとおりであります。

・本店及び店舗移転による設備工事
・ＩＴ基盤（社内システムインフラ）

(7)重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

●**資産合計**（単位：百万円）

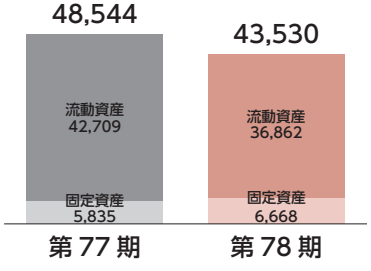

●**負債・純資産合計**（単位：百万円）

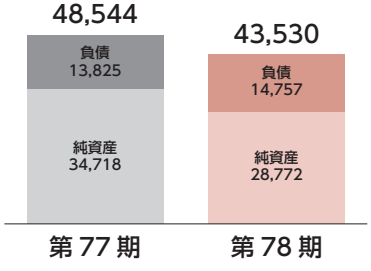

(8)財産及び損益の状況の推移

	第75期 (2016.4.1～ 2017.3.31)	第76期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第77期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第78期 (当連結会計年度) (2019.4.1～ 2020.3.31)
営業収益 (うち受入手数料)	百万円 20,714 (18,857)	百万円 26,502 (24,616)	百万円 21,227 (19,205)	百万円 18,846 (16,845)
純営業収益	19,338	25,069	19,769	17,241
経常利益又は経常損失（△）	3,077	7,229	2,238	△469
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	2,183	4,994	1,674	△724
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	50円89銭	117円00銭	39円25銭	△17円72銭
総資産	53,706	58,590	48,544	43,530
純資産	33,099	36,641	34,718	28,772

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(9)対処すべき課題

低金利の長期化や100年人生の進捗を背景として「貯蓄から投資へ」そして「貯蓄から資産形成へ」の流れが本格化していくなかで、我が国における証券会社は、お客様の立場に沿ったビジネスを展開することがより強く求められております。

この20年来、「コンプライアンスは競争力の源泉」という理念に基づきお客様との信頼関係を最優先としてサービスを提供することを長年続けて参りました当社は、「より一層の顧客本位の業務運営を推進するため」の「改革の断行」を掲げて、昨年11月に地区アドバイザー本部制を廃止し、従来の本社本部主導の営業推進体制を改め、支店主導の体制に切り替えを致しました。お客様個々人のニーズの多様化が急速に進行しているなかで、本社本部主導で全国画一的な方針を推進するのではなく、お客様の最も近くにいる支店の裁量を拡大することで、地域特性に沿った個々人のお客様ニーズに細やかにお応えし、真にお客様本位といえる業務運営をより一層進化させて参ります。

当社は、お客様の資産の中長期運用における「投信ベース資産」として、いちよしファンドラップ「ドリーム・コレクション（愛称：ドリコレ）」を引き続きご提案するとともに、「投信アクティブ資産」として「いちよし中小型成長株ファンド（愛称：あすなろ）」をご提案し、一人一人のお客様の資金性格に応じた分散投資によるポートフォリオの構築によりお客様満足度の向上に取り組んで参りました。また、株式においても中長期投資による「株式ベース資産」と当社グループの強みである中小型成長企業を投資対象とした「株式アクティブ資産」への分散投資のご提案を実行して参りました。

新中期経営計画「アタック３」を達成すべく預り資産拡大に向けて、国内個人金融資産のうち約1,000兆円の現金・預金をメインターゲットとした個人富裕層や地域の金融機関・優良法人など運用ニーズが高い資産を保有しているマーケットへのアプローチを強化し、「ベース資産」をプラットフォームに「アクティブ資産」を組み合わせた分散投資のご提案をして参ります。

また、当社はかねてより従業員の労働条件や職場環境、人事制度、人材育成を経営の重要課題としており、「働きやすい・やりがいのある職場」作りを「いちよしの成長基本戦略」のひとつと位置づけ、具体的な取組みを進めております。

今後も、当社の３つの強み①いちよし経済研究所のリサーチ力、②コーポレート・ガバナンス力、③コンプライアンス力（お客様満足度）を活かし、「いちよしの成長基本戦略」を柱に、新中期経営計画「アタック３」を達成すべく、預り資産の拡大を核とした成長の実現に努めて参ります。

預り資産を増やすためには営業拠点の展開も重要であり、昨年10月にはプラネットプラザ中野を中野支店に昇格させました。また、近年の業容の拡大と今後の進展のため昨年９月に本社を東京都中央区日本橋茅場町の東京証券会館に移転しました。新本社への移転を機に、これまで９フロアにまたがっていたオフィス環境を整備し、部署間のより一層のコミュニケーションにより組織の活性化を促進すると同時に、業務の効率化を図ります。今後も、将来における資金フローを踏まえ大都市圏で生活するお客様に対してもより身近な存在となれるような店舗網の更なる充実に努めて参ります。

当社の法人部門においてはＩＰＯ（新規公開）やＰＯ（公募・売出）において主幹事会社を務める会社数の更なる増加に努め、本社部門ではお客様からの信頼を向上するため、リテール部門・法人部門を強力にバックアップする体制の構築と効率化を進めて参ります。

今後とも、グループ会社各社とのシナジー効果の強化を図るなど、役職員一丸となって鋭意努力して参ります。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	所在地	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	100.0%	情報サービス業 投資助言・代理業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	100.0%	投資運用業 (投資信託委託業含む) 投資助言・代理業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等販売業及び金融商品仲介業

(注)特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11)主要な事業内容（2020年３月31日現在）

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

(ⅰ)委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

(ⅱ)自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

(ⅲ)引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

(ⅳ)募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務等から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務等から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務等から成り立っております。

⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・仲介・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(12)主要な営業所の状況（2020年３月31日現在）

①当　社

本　　店　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号　東京証券会館
支店・営業所　　49ヵ店

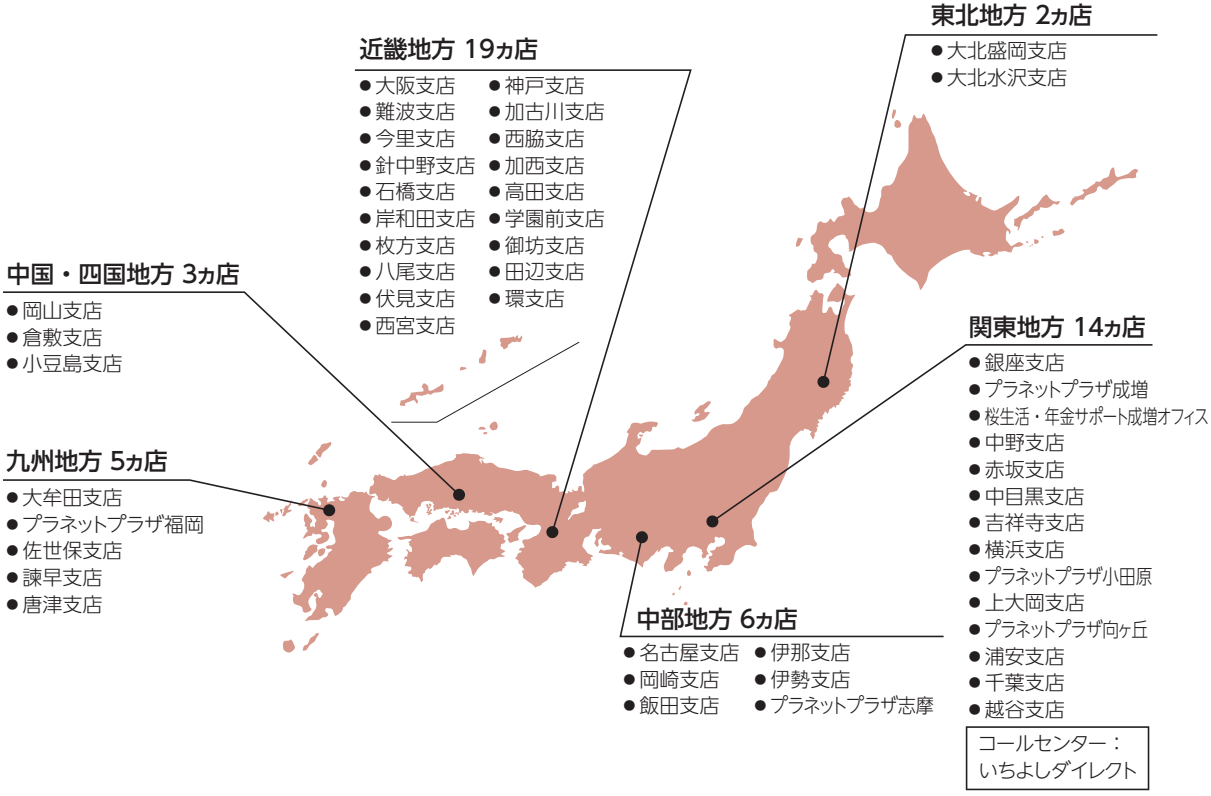

②主な子会社

・株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区
・いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区
・いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区
同　大阪支店	大阪市中央区

(13)従業員の状況（2020年３月31日現在）

①当社及び当社子会社の従業員

区分		従業員数	前連結会計年度末比増減
		名	名
職員	男性	757	2 減少
	女性	323	2 増加
	合計	1,080	増減なし
歩合外務員		1	1 減少

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー（５名）、参与（１名）、嘱託（２名）が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

②当社の従業員

区分		従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
		名	名	歳 月	年 月
職員	男性	696	1 増加	45 3	14 9
	女性	306	6 増加	40 10	10 9
	合計又は平均	1,002	7 増加	43 11	13 7
歩合外務員		1	1 減少	77 0	17 0

(注)1.上記のほか、エグゼクティブ・アドバイザー（２名）、参与（１名）、嘱託（２名）が在籍しております。
2.上記の従業員数には、執行役員を含めております。

③当社の管理職（課長級以上）に占める女性割合

2015年３月末	2016年３月末	2017年３月末	2018年３月末	2019年３月末	2020年３月末
7.5%	10.3%	11.0%	13.0%	14.5%	16.5%

(14)主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金残高
		百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	75
株式会社みずほ銀行	長期借入金	75
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	150
株式会社りそな銀行	短期借入金	26
株式会社みずほ銀行	短期借入金	20
株式会社三井住友銀行	短期借入金	20
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	2,532

2．当社の株式に関する事項

（2020年３月31日現在）

(1)発行可能株式総数　168,159,000株

(2)発行済株式の総数　42,431,386株(うち自己株式6,434,008株)

(3)当事業年度末の株主数　14,010名

(4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,108	5.85
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,774	4.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,250	3.47
株式会社野村総合研究所	879	2.44
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	832	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	770	2.13
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	700	1.94
いちよし証券従業員持株会	674	1.87
JP MORGAN CHASE BANK 385151	514	1.42
GOVERNMENT OF NORWAY	435	1.20

(注)持株比率は自己株式（6,434,008株）を控除して算出しております。

所有者別分布状況（持株比率）

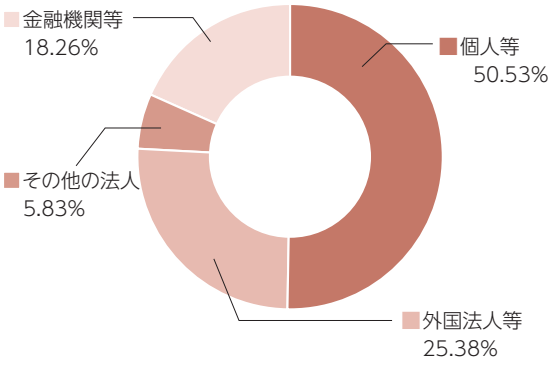

(5)その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は資本の効率化を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、自己株式取得に係る事項を決議し、取得いたしました。

・2019年５月17日開催の取締役会における決議
2019年５月21日～2019年６月６日に取得した自己株式 総数500,000株、総額387百万円

・2020年２月19日開催の取締役会における決議
2020年２月20日に取得した自己株式 総数5,298,000株、総額3,178百万円

②自己株式の消却

・2019年６月11日開催の取締役会における決議
2019年６月19日に消却した自己株式 総数2,000,000株

3．当社の新株予約権等に関する事項

（2020年３月31日現在）

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①第10回新株予約権

名　　称	第10回新株予約権
発行決議の日	2015年５月12日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	１個につき138,400円
新株予約権の行使条件	①　権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②　新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2017年５月29日から2020年５月28日まで

②第11回新株予約権

名　　称	第11回新株予約権
発行決議の日	2016年５月17日
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	１個につき92,900円
新株予約権の行使条件	①　権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、エグゼクティブ・アドバイザー若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②　新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
新株予約権の行使期間	2018年６月２日から2021年６月１日まで

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名　　称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第10回新株予約権	100個	普通株式　10,000株	１名
	第11回新株予約権	390個	普通株式　39,000株	５名

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

2020年３月31日現在

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	武樋政司	取締役会議長、指名委員、報酬委員
取締役(兼)代表執行役社長	小林稔	
取締役(兼)代表執行役副社長	立石司郎	
社外取締役	五木田彬	指名委員（委員長）、報酬委員、監査委員 五木田・三浦法律事務所（弁護士） 三和ホールディングス株式会社　社外取締役
社外取締役	掛谷建郎	報酬委員（委員長）、指名委員 株式会社掛谷工務店　代表取締役社長 北おおさか信用金庫　非常勤理事
社外取締役	石川尚志	監査委員（委員長、常勤） いちよしビジネスサービス株式会社　監査役 いちよしアセットマネジメント株式会社　監査役 株式会社いちよし経済研究所　監査役 エス・アールホールディングス株式会社　代表取締役社長
社外取締役	櫻井光太	監査委員 櫻井光太公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
執行役	玉田弘文	管理・企画部門管掌
執行役	龍元裕志	リテール部門管掌（兼）お客様信頼向上推進担当（兼）エチケットマナー向上推進担当 株式会社いちよし経済研究所　取締役

(注)1.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の４氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の４氏は、㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査委員を置いております。
5.小林稔氏は代表執行役社長を、立石司郎氏は代表執行役副社長を2020年３月31日をもって退任いたしました。
6.取締役 掛谷建郎氏は、北おおさか信用金庫非常勤理事を2020年４月８日をもって退任いたしました。

7.2020年３月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	矢野正樹	法人営業本部長
上席執行役員	仁尾美紀男	金融・公共法人本部長
上席執行役員	髙橋正好	投資銀行本部長
上席執行役員	杉浦雅夫	システム本部長（兼）関係会社業務・システム担当
上席執行役員	持田清孝	業務本部長
上席執行役員	山﨑昇一	財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当
執行役員	杢村光芳	投資銀行本部付
執行役員	浅田健一	高田支店長
執行役員	坪井二郎	横浜支店長
執行役員	武田正美	機関投資家本部長（兼）トレーディング部長
執行役員	力武善久	アドバイザーサポート本部長
執行役員	嶋田広樹	管理本部長

8.2020年４月１日付で、次の異動がありました。

氏名	異動後の地位	異動後の担当及び重要な兼職の状況
玉田弘文	代表執行役社長	
不破利之	代表執行役副社長	
龍元裕志	執行役常務	リテール部門管掌（兼）お客様信頼向上推進担当（兼）エチケットマナー向上推進担当
杉浦雅夫	執行役	システム部門、関係会社業務・システム管掌（兼）システム本部長
山﨑昇一	執行役	本社・管理部門管掌（兼）財務・企画、法務、広報、秘書、引受審査担当

9.2020年５月１日付で、次の異動がありました。

氏名	異動後の地位	異動後の担当及び重要な兼職の状況
不破利之	代表執行役副社長	（兼）人事・研修部門管掌
杉浦雅夫	執行役	業務本部管掌、システム本部管掌、関係会社業務・システム管掌（兼）システム本部長
山﨑昇一	執行役	財務・経営部門管掌、管理本部管掌（兼）引受審査担当

(2)取締役及び執行役の報酬等の額

区　分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合　計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社　内	3	153	2	46	5	200
社　外	4	76	—	—	4	76
合　計	7	230	2	46	9	276

(3)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

①基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

②報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」（単身赴任住宅補助等）とする。

③各報酬の決定に関する方針

報酬委員会において以下の報酬を決定する。

（ⅰ）月例基本報酬

月例基本報酬は、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本報酬の水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

（ⅱ）業績連動報酬

業績連動報酬は、経常利益、当期純利益をベースに支払総額を決めた上、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価し、上記支払総額の範囲内で、担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

（ⅲ）株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う経営上の効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

（ⅳ）金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に、個人別に決定し支給するものとする。

(4)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

(ⅰ)社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士及び三和ホールディングス株式会社の社外取締役であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(ⅱ)社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長及び北おおさか信用金庫の非常勤理事であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(注) 北おおさか信用金庫の非常勤理事を2020年４月８日をもって退任いたしました。

(ⅲ)社外取締役 石川尚志

いちよしビジネスサービス株式会社の監査役、いちよしアセットマネジメント株式会社の監査役及び株式会社いちよし経済研究所の監査役並びにエス・アールホールディングス株式会社の代表取締役社長であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

(ⅳ)社外取締役 櫻井光太

櫻井光太公認会計士・税理士事務所の公認会計士・税理士であります。

当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取締役 (指名委員・ 報酬委員・ 監査委員)	五木田　彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、指名委員会７回（100%）、報酬委員会７回（100%）、監査委員会は18回（100%）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (指名委員・ 報酬委員)	掛谷建郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、指名委員会７回（100%）、報酬委員会は７回（100%）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	石川尚志	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、監査委員会は18回（100%）でありました。主に、元証券会社社長としての見地からの発言を行っております。また、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整や独立社外取締役間の連携に貢献しております。
取締役 (監査委員)	櫻井光太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、監査委員会は18回（100%）でありました。主に、公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1)名称

EY新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

38百万円

②公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額

１百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。
2.当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積もりの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

(4)子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査は受けておりません。

(5)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任若しくは不再任の検討を行います。

6．当社の体制及び方針

(1)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「いちよしのクレド」で唱っているとおり「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation” に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

(ⅰ)当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」の構築を目指し、2016年10月から2020年３月末を計画期間とした「中期経営計画」に取り組んでまいりました。

この度、2020年３月末をもって上記計画期間が満了するため、従来築いてきた土台をさらに拡大すべく、計画期間を３年間（2020年４月１日から2023年３月末まで）とした新中期経営計画「アタック３」を新たに策定しております。

・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、2003年にいち早く現在の指名委員会等設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役４名を含む７名の取締役により経営方針の決定と執行役の業務執行の監督が行われております。監査委員会においては、独立性を有する監査委員３名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。さらに、内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えております。配当については「(2)剰余金の配当等の決定に関する方針」に従い、半期毎に配当額を決定しております。さらに、株式の消却についても機動的に実施しております。

(ⅱ)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大規模買付行為がなされた場合は、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努め、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を適切に講じてまいります。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(ⅰ)(ⅱ)に記載した当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当は、業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、株主の皆様への適切な利益還元を継続して充実させていくことを目的として、純資産配当率（DOE）についても勘案して配当額を決定しています。

具体的には、連結ベースでの配当性向（50％程度）と純資産配当率（DOE 2％程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

以上の配当方針に基づき、当期の剰余金の配当方針は、中間配当、期末配当ともに連結純資産配当率を算出基準として、当期の１株当たりの配当金は中間配当16円、期末配当16円の合計32円とさせていただきました。

(注)本事業報告中の記載金額並びに次頁以降の連結計算書類及び計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度(ご参考) 2019年3月31日現在	当連結会計年度 2020年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**42,709**	**36,862**
現金・預金	15,071	13,499
預託金	6,223	7,719
トレーディング商品	166	158
商品有価証券等	166	158
約定見返勘定	—	2
信用取引資産	15,841	9,899
信用取引貸付金	15,471	9,604
信用取引借証券担保金	370	294
有価証券担保貸付金	6	—
借入有価証券担保金	6	—
立替金	34	112
募集等払込金	2,296	3,727
有価証券等引渡未了勘定	6	—
短期貸付金	8	2
未収還付法人税等	992	—
未収収益	1,722	1,531
その他の流動資産	341	213
貸倒引当金	△3	△2
固定資産	**5,835**	**6,668**
有形固定資産	2,691	3,239
建物	755	1,006
器具備品	581	750
土地	1,339	1,339
リース資産	15	10
建設仮勘定	—	132
無形固定資産	487	834
ソフトウエア	485	831
その他	2	2
投資その他の資産	2,655	2,594
投資有価証券	1,200	1,163
長期貸付金	36	32
長期差入保証金	1,016	1,008
退職給付に係る資産	108	—
繰延税金資産	286	383
その他	17	86
貸倒引当金	△9	△79
資産合計	**48,544**	**43,530**

科目	前連結会計年度(ご参考) 2019年3月31日現在	当連結会計年度 2020年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**13,383**	**14,279**
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	0	—
信用取引負債	2,973	2,927
信用取引借入金	2,441	2,532
信用取引貸証券受入金	531	395
有価証券担保借入金	599	67
有価証券貸借取引受入金	599	67
預り金	6,592	7,993
受入保証金	1,024	1,343
短期借入金	210	216
リース債務	4	4
未払法人税等	228	38
賞与引当金	632	654
その他の流動負債	1,117	1,031
固定負債	**230**	**266**
長期借入金	184	150
リース債務	10	5
再評価に係る繰延税金負債	7	7
退職給付に係る負債	—	62
その他の固定負債	27	40
特別法上の準備金	**211**	**211**
金融商品取引責任準備金（金融商品取引法第46条の5）	211	211
負債合計	**13,825**	**14,757**
純資産の部		
株主資本	**35,631**	**29,948**
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,669	6,907
利益剰余金	14,726	12,631
自己株式	△2,342	△4,167
その他の包括利益累計額	**△1,044**	**△1,254**
その他有価証券評価差額金	1	△43
土地再評価差額金	△1,125	△1,125
退職給付に係る調整累計額	79	△85
新株予約権	**78**	**78**
非支配株主持分	**52**	**—**
純資産合計	**34,718**	**28,772**
負債・純資産合計	**48,544**	**43,530**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科　目	前連結会計年度(ご参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
営業収益	**21,227**	**18,846**
受入手数料	19,205	16,845
トレーディング損益	125	89
金融収益	336	279
その他の営業収益	1,559	1,631
金融費用	**50**	**115**
その他の営業費用	**1,408**	**1,489**
純営業収益	**19,769**	**17,241**
販売費・一般管理費	**17,713**	**17,786**
取引関係費	1,828	2,004
人件費	9,815	9,488
不動産関係費	2,202	2,542
事務費	2,359	2,308
減価償却費	522	536
租税公課	291	255
その他	692	650
営業利益又は営業損失（△）	**2,056**	**△545**
営業外収益	**195**	**163**
投資有価証券配当金	22	20
投資事業組合運用益	29	37
受取保険金及び配当金	119	51
その他	23	53
営業外費用	**13**	**88**
投資事業組合運用損	8	12
リース解約損	3	1
貸倒引当金繰入額	—	70
その他	1	3
経常利益又は経常損失（△）	**2,238**	**△469**
特別利益	**284**	**85**
投資有価証券売却益	47	82
固定資産売却益	61	—
新株予約権戻入益	176	2
特別損失	**20**	**64**
固定資産除却損	12	11
固定資産売却損	4	—
投資有価証券売却損	—	0
投資有価証券評価損	0	—
ゴルフ会員権評価損	—	2
和解金	—	8
減損損失	2	40
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	**2,503**	**△448**
法人税、住民税及び事業税	537	279
法人税等調整額	265	△14
当期純利益又は当期純損失（△）	**1,699**	**△713**
非支配株主に帰属する当期純利益	25	10
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**1,674**	**△724**

貸 借 対 照 表（個別）

（単位：百万円）

科　目	前事業年度(ご参考) 2019年3月31日現在	当事業年度 2020年3月31日現在
資 産 の 部		
流動資産	**39,833**	**33,873**
現金・預金	12,953	11,191
預託金	6,223	7,719
トレーディング商品	166	158
商品有価証券等	166	158
約定見返勘定	—	2
信用取引資産	15,841	9,899
信用取引貸付金	15,471	9,604
信用取引借証券担保金	370	294
有価証券担保貸付金	6	—
借入有価証券担保金	6	—
立替金	19	94
募集等払込金	2,296	3,727
有価証券等引渡未了勘定	6	—
短期貸付金	8	2
前払金	16	19
前払費用	36	58
未収入金	330	173
未収還付法人税等	992	—
未収収益	937	828
貸倒引当金	△3	△2
固定資産	**5,765**	**6,790**
有形固定資産	2,115	2,683
建物	687	957
器具備品	569	739
土地	846	846
リース資産	11	7
建設仮勘定	—	132
無形固定資産	473	823
ソフトウエア	471	822
電話加入権	0	0
その他	1	1
投資その他の資産	3,176	3,283
投資有価証券	958	941
関係会社株式	910	1,036
出資金	2	2
従業員に対する長期貸付金	36	32
長期差入保証金	1,023	901
長期前払費用	7	5
前払年金費用	—	62
繰延税金資産	245	306
その他	1	71
貸倒引当金	△9	△79
資産合計	**45,598**	**40,664**

科　目	前事業年度(ご参考) 2019年3月31日現在	当事業年度 2020年3月31日現在
負 債 の 部		
流動負債	**12,672**	**13,840**
トレーディング商品	0	0
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	0	—
信用取引負債	2,973	2,927
信用取引借入金	2,441	2,532
信用取引貸証券受入金	531	395
有価証券担保借入金	599	67
有価証券貸借取引受入金	599	67
預り金	6,584	7,985
受入保証金	1,024	1,343
短期借入金	210	216
リース債務	3	3
前受収益	2	1
未払金	203	249
未払費用	460	406
未払法人税等	—	7
賞与引当金	609	630
固定負債	**44**	**17**
リース債務	7	3
再評価に係る繰延税金負債	7	7
退職給付引当金	4	—
その他の固定負債	23	6
特別法上の準備金	**211**	**211**
金融商品取引責任準備金（金融商品取引法第46条の５）	211	211
負債合計	**12,927**	**14,069**
純 資 産 の 部		
株主資本	**33,716**	**27,664**
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,666	6,925
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,961	3,219
利益剰余金	12,815	10,328
その他利益剰余金	12,815	10,328
繰越利益剰余金	12,815	10,328
自己株式	△2,342	△4,167
評価・換算差額等	**△1,124**	**△1,148**
その他有価証券評価差額金	0	△22
土地再評価差額金	△1,125	△1,125
新株予約権	**78**	**78**
純資産合計	**32,670**	**26,594**
負債・純資産合計	**45,598**	**40,664**

損 益 計 算 書（個別）

(単位：百万円)

科　　目	前事業年度(ご参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	当事業年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
営業収益	**17,790**	**15,512**
受入手数料	17,327	15,143
トレーディング損益	125	89
金融収益	336	279
金融費用	**45**	**113**
純営業収益	**17,745**	**15,399**
販売費・一般管理費	**16,991**	**16,999**
取引関係費	1,726	1,913
人件費	8,836	8,530
不動産関係費	2,094	2,356
事務費	3,142	3,003
減価償却費	421	487
租税公課	253	226
その他	516	482
営業利益又は営業損失（△）	**753**	**△1,599**
営業外収益	**1,152**	**456**
投資有価証券配当金	981	315
投資事業組合運用益	29	37
受取保険金及び配当金	119	51
その他	22	51
営業外費用	**13**	**88**
投資事業組合運用損	8	12
リース解約損	3	1
貸倒引当金繰入額	—	70
その他	1	3
経常利益又は経常損失（△）	**1,892**	**△1,231**
特別利益	**224**	**85**
投資有価証券売却益	47	82
固定資産売却益	0	—
新株予約権戻入益	176	2
特別損失	**17**	**63**
固定資産除却損	12	11
固定資産売却損	1	—
投資有価証券評価損	0	—
ゴルフ会員権評価損	—	2
和解金	—	8
減損損失	2	40
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**2,099**	**△1,209**
法人税、住民税及び事業税	81	△32
法人税等調整額	293	△61
当期純利益又は当期純損失（△）	**1,725**	**△1,115**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

いちよし証券株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊加井　真　弓　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　村　　寛　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

いちよし証券株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊加井　真　弓　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　村　　寛　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第78期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月15日

いちよし証券株式会社　監査委員会

監査委員長　石　川　尚　志　㊞

監査委員　五木田　　彬　㊞

監査委員　櫻　井　光　太　㊞

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ モ 欄

「いちよしのクレド」

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝　誠実　勇気　迅速　継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

株主総会会場 ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 ☎03-3667-1111(代表)

ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

交通機関

- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結(4番出口)
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A2出口より徒歩5分
  (✕東京メトロ日比谷線「人形町駅」A1出口は現在閉鎖中です)
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩8分

※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

One and Only Ichiyoshi

いちよし証券は、2020年8月おかげさまで創立70周年を迎えます

いちよし証券株式会社
東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮したFSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。